

令和4年度（2022年度）

第2回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2022年8月5日（金）午後1時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3S会議室（オンライン併用）

1. 開 会

○事務局（本間自然環境課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます環境生活部自然環境局自然環境課の本間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数13名のうち、8名の出席をいただいておりますことから、環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、一部の委員におかれましては、インターネットウェブ会議によるご参加となっておりますことを併せてご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（本間自然環境課長） それでは、開会に当たりまして、自然環境局長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋自然環境局長 高橋でございます。

令和4年度第2回北海道環境審議会自然環境部会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、吉中部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より北海道の自然環境行政に様々な形でお力添えをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、前回5月26日の第1回部会では、北海道生物多様性保全計画の変更について、今後の論点や方向性などに関し、委員の皆様方からご意見をいただくなど、熱心なご審議をいただき、感謝申し上げます。本日は、この生物多様性保全計画に関する継続審議のほか、鳥獣保護区の指定など、2件につきまして諮問する予定となっております。

限られたお時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれのご専門のお立場からのご意見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（本間自然環境課長） 続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、出席委員名簿がございますが、出席者名簿のうち、本日、専門委員の高橋徹委員につきましては急遽欠席となっておりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

します。それから、配席図のほか、会議次第に記載しております資料 1-1 から 1-2、資料 2-1 から 2-5、資料 3-1 から 3-2（参考）までございます。

不足等がありましたら、事務局までお申しつけください。

ウェブ参加の委員におかれましては、事前に電子データでお配りしております資料のご用意をお願いいたします。画面上でも資料を掲載しまして進行させていただきます。

また、ウェブ参加の委員におかれましては、ご発言の際は、挙手か、画面の挙手ボタンを押し、部会長からのご指名後、マイクのミュートを解除願います。

本日の議事といたしましては、先ほどの挨拶にもありましたとおり、諮問案件 2 件、継続審議案件 1 件を予定しております。

16 時での終了とさせていただきますので、ご協力のほど、お願いを申し上げます。

3. 議 事

○事務局（本間自然環境課長） それでは、議事に入ります。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長をお願いいたします。

吉中部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉中部会長 皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、第 2 回自然環境部会を開催したいと思います。

今ご説明があったとおり、本日は、諮問案件 2 件と、継続の案件ということで、生物多様性保全計画の変更案についてという 3 件が議事案として出ております。

そのほか、特段の議事、議題をお持ちの委員はいらっしゃいますでしょうか。

（児矢野委員 挙手）

○吉中部会長 児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 突然で恐縮なのですが、部会でこれまで説明がなかったことで、親会の環境審議会でも議論がなされてきて、温対部会でも議論されていることなのですが、現在、改正温対法に基づく地域脱炭素推進事業の対象になる区域、つまり、温対法の第 21 条に基づいて市町村が促進区域を指定するのですが、その地域を指定する際に市町村が考慮すべきとされる都道府県の基準案の作成について、昨年度から親会に諮問されています。

この件につきましては、温対部会のほうで予備的な検討がなされているようではありますが、ここが扱う特区というのは非常に重要な話でありまして、温対法の第 21 条の 7 項によると、道基準があれば考慮しなくてはいけないことになっていて、現在、道は作成を進めており、その案件は親会に付託されています。

そして、改正温対法の第 22 条の 5 項から 10 項によりますと、促進区域では、認定事業に係る特例措置として、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可手続の省略、つまりワンストップ化がなされることになっております。

都道府県の基準では、各個別法に係る配慮地域について、促進区域設定の際に適切に考慮されるよう都道府県の環境配慮基準の設定の考え方を示す必要があるということになり

ます。

このうち、実質的にこの自然環境部会がこれまで扱ってきた事項が正にこの中に含まれております。従いまして、この部会で道の基準案についてきちんと公式に検討すべきであると私は考えています。このことは、これまでに親会の事務局から親会委員に提出を要請された意見書において、私は書いています。けれども、この部会では本件について全く説明がなされていない状況もありますので、この部会から親会のほうに、道基準案について本部会の公式の場で検討をさせて貰えるように要望を出すべきであると思っております。

このことにつきまして、本日、皆さんの支持が得られれば、議事として加えていただきたいと思っております。

部会長、よろしく申し上げます。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

今、児矢野委員からご提案がありました。今日の議事に加えるかどうか、それから、ご提案にあったとおり、この部会から親会にどう申し上げるかということだと思っておりますけれども、ほかの委員にはいきなりの話だと思っておりますし、今お話のあった地域脱炭素化促進区域の制度とか、今、どういう議論が行われているのかということがなかなか分からないかなという気もします。今、児矢野委員から、今日、それについて議論したいということだったので、例えば、地域脱炭素化促進区域に係る今の検討状況等について、今日のその他のところでも事務局からご説明をいただくことはできますでしょうか。

○事務局（本間自然環境課長） 昨年度の環境審議会親会で、吉中部会長からもそういったご提言があったかと記憶をしております。その中で、親会の中村会長から、当部会も含めて関係する各部会の中でも議論をしたほうがよろしいのではないかという意見があったかと思っております。ですので、当自然環境課としても、温対部会の担当課にお話をしまして、当部会でも何かしらの説明をしてほしいという申入れをしております。

ただ、先月確認したところ、一応その用意はございますが、まだ説明するまで整っていない状況でございますので、その辺については、事務局の方でもう一度整理させていただいて、当部会で何かしらの説明をさせていただくような機会を設けたいと考えております。

○吉中部会長 次回の本部会で議題になるということでしょうか。

○事務局（本間自然環境課長） その辺ははっきり申し上げられませんが、部会できちんと審議できる体制を整えたいと考えております。

○吉中部会長 今日、来週開催の環境審議会、親会の資料が送られてきて拝見しました。その中で、地域脱炭素化促進事業のことも議題の「その他」で上がっているのですが、その内容について、今日の「その他」のところでもご説明いただくことはできないでしょうか。

○事務局（本間自然環境課長） 親会の資料がこちらの手元に届いていない状況がございますので、いま一度お時間をいただいて、担当課から説明できるかどうか確認しまして、本日は間に合わないかもしれませんが、改めて各委員にご説明申し上げたいと思っております。

ます。

○吉中部会長 児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 私が少なくとも理解している限りでは、親会における事務局の説明では、関連する各部会では公式の議題に上げることはせず、各部会の委員に対して説明会を開いて、そこで意見を聴取するというような話が前回から出ているように聞いております。

私は、これは非常に重要な案件と考えています。特に改正温対法の趣旨を考えれば、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法が関わってくるわけで、たとえば特に自然公園法の辺りはこの部会で非常にコアとして扱っている事項になるわけです。従って、本部会の意味として、この部会で公式に議題として扱いたいということを明確にすべきであると考えています。

本件をめぐるこれまでのプロセスはどうも透明性がなくて、たとえば、事務局が温対部会に出すと言っていた資料が温対部会の会議では前日に撤回されたりしています。本件は、もともと環境省の省令を前提としてそれを踏まえた形で道の基準案を作成するというところに法令上なっているわけですが、環境省令がまだ出しておらず、検討会の議事録も出ていない昨年の12月の段階で、親会では各委員の意見を聴取されるということもあつたりもしています。このように、これまでのプロセスでは手続的に透明性を欠くという印象もありますので、私としては、この部会の意味として、この部会できちんと議事をするということを親会に明確に意思表示をすべきであり、要望を出すべきだと考えております。

親会が来週にありますから、これから本部会での審議をめぐり事務局を通じて親会として調整をしてということだと間に合いませんので、本日の会議において、議事という形ではないにしても、明確な意思表示を親会に送るということはこの会議体の意思決定としてすべきではないかと思っております。

○吉中部会長 ほかの委員からご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それであれば、先ほど事務局にお願いしましたけれども、もし可能であれば、本日の「その他」の事項のところでも、現在の地域脱炭素化促進事業の検討状況についてご説明をいただきたいということが1点です。それから、今、児矢野委員からご提案がありました。部会長としても、この自然環境部会でもしっかりと審議をすべきであるという意見を来週の親会で申し上げるのはどうかというご提案です。

○事務局(本間自然環境課長) 今の件につきまして、議事を進めている間に、児矢野委員の提言についてどういった対応ができるか、親会の担当課に確認させていただきますので、まず当部会の議事を進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○吉中部会長 分かりました。

では、今日の「その他」のところ、もう一度、この案件に戻りたいと思います。

それではまず、予定されております議事は事務局からご提案の3件について進めさせていただきたいと思っております。

1 件目の「鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について」と2 件目の「エゾシカの可猟区域及び期間について」の2 件が諮問案件ですので、まず、諮問をいただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（高橋自然環境局長） それでは、本日付で諮問をさせていただきますが、まず、1 点目の道指定の保護区の関係でございます。

野生第360号

令和4年（2022年）8月5日

北海道環境審議会会長中村太士様

北海道知事鈴木直道

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下、「法」という。）第29条第4項において準用する法第4条第4項の規定に基づき、道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について諮問します。

（記）

諮問の理由、道では狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として鳥獣保護区及び特別保護地区を設定しているところですが、令和4年9月30日をもってその期間が満了する次の道指定鳥獣保護区特別保護地区について、特に保護を図る必要がある区域であると認められることを踏まえ、再指定に当たって意見を求めるものです。

1. 清水の沢鳥獣保護区特別保護地区、2. シューパロ鳥獣保護区特別保護地区、3. 支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区、4. 穂別鳥獣保護区特別保護地区、5. ホロカウシヤップ鳥獣保護区特別保護地区、6. 大沼鳥獣保護区特別保護地区、7. 函館山鳥獣保護区特別保護地区、8. 勇駒別鳥獣保護区特別保護地区、9. 滝の湯鳥獣保護区特別保護地区、10. 栄浦鳥獣保護区特別保護地区、11. 鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区、12. 糠平鳥獣保護区特別保護地区、13. トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区、14. 義経山鳥獣保護区特別保護地区、15. 鹿山鳥獣保護区特別保護地区、16. 湧洞鳥獣保護区特別保護地区、17. 初田牛鳥獣保護区特別保護地区。

環境生活部自然環境局野生動物対策課

続きまして、二つ目でございます。

野生第361号

令和4年（2022年）8月5日

北海道環境審議会会長中村太士様

北海道知事鈴木直道

令和4年度（2022年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下、「法」という。）第12条第6項及び第14条第4項において準用する法第4条第4項の

規定に基づき、令和4年度（2022年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について諮問します。

（記）

諮問の理由、道では、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、エゾシカの生息数、事故防止及び生態系への影響等を踏まえ、令和4年度（2022年度）エゾシカの可猟区域及び期間等を定める必要があることから、意見を求めるものです。

環境生活部自然環境局野生動物対策課

以上でございます。

〔諮問書の手交〕

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ただいま、皆さんのお手元にあるとおり、諮問をいただいたところです。

この2件について、まず、議事を進めていきたいと思えます。

それでは、まず初めに、議事（1）鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（車田課長補佐） 事務局よりご説明をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。

本部会におきましては、鳥獣保護区等に関する諮問案件のご説明に先立ちまして、鳥獣保護管理事業計画の概要及び進捗状況についてご説明させていただいているところですが、本計画につきましましては、本年4月より開始しているものでございまして、現時点において進捗状況をご報告できる段階にはございません。そのため、本議題に係る諮問案件に関する部分の概要説明のみとさせていただきます。

1ページ、2の第2の鳥獣保護区に関する事項でございますが、中段の表は本計画の5年間の期間中に新規指定や更新などが予定される鳥獣保護区の全体計画の一覧です。その下の表が今年度の指定等の計画になってございます。

鳥獣保護区の場合、本審議会でご審議いただきますのは、新規指定または区域の拡張の場合で、ここに載せています鳥獣保護区自体はいずれも更新ですので、ご審議の対象外となっております。

ただし、これら鳥獣保護区に含まれる特別保護地区の更新、正式には再指定と申しますが、特別保護地区の再指定に関しましては諮問対象案件となるものでございます。

表で申しますと、太字のゴシック体で表示され、かつ、鳥獣保護区の名称の後ろに※がついた17件の特別保護地区の再指定について、先ほど諮問をさせていただいたということになります。

当該17件の特別保護地区は、いずれも本年9月30日で現在の存続期間が満了するものですが、事業計画の策定に当たり、また、その後の再指定の具体的な手続に当たり、それぞれ実施しました地元市町村への意見照会や利害関係人との調整の結果、さらには、振興局による現地確認の結果等、いずれも特別保護地区として再指定することが適当と判断

されたものとなっております。

資料1-1につきましては、次の2及び3ページへと続きますが、今回の諮問とは直接関係がございませんので、説明は省かせていただきます。

続きまして、資料1-2についてご説明させていただきます。

本資料は、先ほど申しあげました今回の諮問対象案件の説明資料となりますが、本年度再指定となる17件の鳥獣保護区特別保護地区に関する資料となります。

資料の1ページをご覧ください。

ここでは、北海道環境審議会自然環境部会にこの案件を諮問する根拠を示しておりますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

次の2ページでは、鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する事務手続の流れを示してございます。

まず、振興局で指定計画書の案を作成し、その後、関係する機関への意見聴取や利害関係人との調整を踏まえまして、本庁におきまして7月13日から26日までの間、予定告示というものを実施しました。各鳥獣保護区特別保護地区とも意見はなしということで、この予定告示を終えてございます。

そして、本日、この審議会へ諮問をさせていただきまして、答申をいただいた後、8月下旬に環境大臣への提出を行い、狩猟期間が始まる10月1日より前の9月下旬頃に北海道告示をする予定となっております。

3ページ目をご覧ください。

上段の表は、今回の諮問案件となります。

再指定の特別保護地区の一覧となっております。丸数字の番号は中段の位置図と対応してございます。

表中にあります指定区分ですが、一番下の表の指定区分の略称を記載したものとなっております。今回の17件の案件のうち、15件は森林鳥獣生息地として指定されているもので、これは、多様な鳥獣が生息する地域や生息に適している地域を指定するものでございます。残る2件のうち1件は、集団渡来地として渡来する鳥類の種類や個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定するもの、もう1件は、希少鳥獣生息地として絶滅のおそれのある鳥獣や地域個体群等の保護を図るために指定するものでございます。

なお、この後、各鳥獣保護区特別保護地区の具体的な説明に入らせていただきますが、例年ですと特別保護地区の再指定は年に数件程度でございますが、本事業計画期間中は非常に件数が多くなっておりますので、時間の都合上、一部を抜粋してのご説明とさせていただきますことをご了承ください。

具体的には、森林鳥獣生息地の鳥獣保護区は17件中15件と大部分を占めますので、それらのうち、⑦の函館山、⑩の栄浦及び⑬のトムラウシの各鳥獣保護区の3件を対象とし、それに集団渡来地である⑯の湧洞と希少鳥獣生息地である⑰の初田牛を加えまして、計5件についてご説明をさせていただきます。

早速ですが、資料の44ページをご覧ください。

44ページは、函館山鳥獣保護区特別保護地区の区域図となっております。

名称のとおり、観光地となっている函館山を区域としております。斜線部が特別保護地区、それ以外の赤い線で囲まれた区域が普通の鳥獣保護区でございますので、ここは区域の大半が特別保護地区に指定されているということになってございます。

函館山は、いわゆる陸繋島で、区域の北部に位置する函館山の頂上の標高は334メートル、西側と南側は海に面した断崖になっております。

次の45ページをご覧ください。

こちらが概況写真となっております。

この区域の植生としましては、ブナ、スギ、カシワ、ミズナラ等の道内では南部に特徴的なものとなっております。約600種の植物が確認されるなど、良好な自然環境が保たれております。

41ページに戻っていただきまして、以降3ページにわたりまして、当該区域の概況説明の記載となっております。

41ページの1の(3)の存続期間ですが、本年10月1日からの20年間となっております。

(4)の②の特別保護地区の指定目的ですが、当該区域は、旧要塞地域であった函館山緑地位置しており、北海道南部から東北地方にかけて分布する多様な植生で構成され、海岸に面した崖地を有する。クマゲラやシジュウカラをはじめ、多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定するとしております。

2に総面積の記載があり、327ヘクタールとなっております。その内訳を見ますと、形態別としましては林野が90%を占めております。

次の42ページのとおり、国有地、具体的には財務省所管の国有地が大部分を占めておりまして、残りは道有地と函館市有地であり、僅かに私有地も含まれてございます。

函館山につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の62ページをご覧ください。

横の図になっておりますが、栄浦鳥獣保護区特別保護地区の位置図となっております。

ご覧のとおり、サロマ湖とオホーツク海を隔てる砂嘴の上に指定された区域となっております。ここは、鳥獣保護区の全域が特別保護地区に指定されております。

次の63ページですが、同じく概況写真となっております。

植生でございますが、海岸砂丘上にハマニンニク群落、ハイネズ群落、ハマナス群落、エゾノコリンゴ群落、カシワ林とともに、ムシャリンドウ、エゾゼンテイカ、センダイハギ等が優勢な草本群落が成立し、砂丘上に成立した海岸植生として北海道有数の規模を持ちながら、自然の姿を保っております。

59ページに戻っていただきまして、概況説明になります。

存続期間は、同じく本年10月1日からの20年間です。

(4)の②の指定目的ですが、砂丘上に成立した海岸植生が北海道有数の規模を持っており、自然の姿を保っていること、砂丘の地形変化に応じて塩沼地植生、湿原植生、森林植生が多様に成立することが注目される。ノゴマやホオアカ等の草原性の鳥類に加え、サロマ湖に隣接していることから、オジロワシやオオワシ等、多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定するとしております。

その下の2のとおり、総面積は約351ヘクタールで、その全てが国有林の保安林となっております。

また、次の60ページの中ほどのウの他の法令のとおり、全域が自然公園法に基づく網走国定公園の特別地域に、また、同じく全域が森林法に基づく保安林に指定されております。

なお、栄浦鳥獣保護区につきましては、対象鳥獣保護区を代表しまして、7月20日に吉中部会長に現地を視察いただいております。

続きまして、資料の80ページをご覧ください。

トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区の位置図でございます。

十勝管内新得町の市街地から直線で北に約30キロメートルのところにトムラウシという地区がございます、さらにその6キロメートルほど北側にあるトムラダムからトムラウシ温泉の周囲一帯を区域とする鳥獣保護区のうち、トムラダム及びその北側の急傾斜地を含む南東部の細長い一帯を特別保護地区とするものでございます。

標高は、500メートルから、高いところでは800メートル以上に達します。

次の81ページでございますが、概要写真になります。

植生としましては、トドマツやエゾマツなどの針葉樹を中心とした針広混交林となっております。

若干戻りまして、77ページからが概況説明になってございます。

存続期間は同じく20年間です。

指定目的ですが、トドマツ、エゾマツを主とする針葉樹林地帯であり、地形変化に富み、鳥獣の生息地帯として良好であるため、当初、林野庁により鳥獣保護区に指定されたものを昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管したものであり、林相が豊かな天然林で構成されており、鳥獣の生息区域として良好なため、特に保護を図る必要がある区域と認められることから、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全することを目的とするものでございます。

総面積は98ヘクタールで、林野と水面がほぼ半分ずつとなっております。

次の78ページですが、そこに記載してございますとおり、陸地の林野である部分は全て国有林であり、かつ、保安林となっております。

また、ウの他の法令のとおり、全域が自然公園法に基づく大雪山国立公園の第2種また

は第3種特別地域に指定されてございます。

続きまして、資料の95ページをご覧ください。

このページからは、湧洞鳥獣保護区特別保護地区の説明となっております。

先ほどまでの3件は全て指定区分が森林鳥獣生息地でございましたが、ここは、1の(4)の①のとおり、集団渡来地の保護区となっております。

同様に位置図からご覧いただきますので、98ページをご覧ください。

十勝管内の南東部に位置します豊頃町及び大樹町にある保護区で、太平洋側に接する区域とその西側、少し内陸に入った区域の二つから成っております。特別保護地区は、東側は湧洞沼の全域、西側はキモントウ沼の全域を占めてございます。

次の99ページは概況写真となります。

特別保護地区自体は陸域を含んでおりませんが、周囲の植生としましては、エゾヤマザクラ、ミズナラ、シラカンバなどの広葉樹林と湿地帯に囲まれており、特に湧洞沼周辺にはコケモモ、ガンコウラン、ハクサンチドリなどの高山植物から、ヌマゼリ、ヤラメスゲなどの湿生植物などが分布してございます。

再び95ページに戻っていただきまして、概況説明になります。

存続期間は、これまでの3件とは異なり、10年間となっております。

指定目的ですが、湧洞沼及びキモントウ沼から成る当該区域は、渡り鳥の一大中継地として重要な湖沼である。春季及び秋季に渡来するガンカモ類などの水鳥にとって重要な採餌場であり、かつ、湖沼周辺部は渡来する水鳥の貴重な休息地、ねぐらになっており、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類も見られ、湧洞沼及びキモントウ沼は特に良好な鳥獣の生息地となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該区域を特別保護地区に指定するとしてございます。

総面積は411ヘクタールで、繰り返しになりますが、特別保護地区は全域が水面となっております。

最後となりますが、104ページをご覧ください。

104ページは、初田牛鳥獣保護区の区域図となります。

ここの指定区分は希少鳥獣生息地となります。

位置的には、根室市根室半島の付け根付近にある風連湖の国道44号を挟んで南側を流れる別当賀川中流域沿いに鳥獣保護区が設定されており、その西側半分が特別保護地区となっております。

次の105ページが概況写真となりますが、区域内は主として河川沿いの湿原環境で、エゾヤナギ、ハチハンノキのほか、ハルニレ、ミズナラ、ダケカンバなどの中高木が生息する天然林となっております。

若干戻りまして、101ページ以降が概況説明となります。

先ほどの湧洞と同様、存続期間は10年間となっております。

指定目的ですが、当該地域には、シマフクロウをはじめ、オジロワシ、オオワシ、タン

チョウなどの希少鳥獣の生息及び繁殖が確認され、また、シマフクロウの保護繁殖のための給餌施設や巣箱が設置され、積極的な保護繁殖事業が実施されている地域でもあることから、生息する希少鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定するとしております。

次の102ページをご覧ください。

総面積は約43ヘクタールで、そのほとんどが根室市の土地となっております。また、4分の3ほどが保安林に指定されてございます。

以上、対象17案件のうち、5案件についてご説明させていただきましたが、全て森林鳥獣生息地を指定区分とします残る12件につきましても、これら5件と同様、野生鳥獣の生息地として良好な自然環境を維持しており、引き続き20年間の再指定を行うこととしているものでございます。

事務局からの説明は以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今のご説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

オンラインの方は、私のところから大変見にくいので、声を上げていただければ助かります。

○鈴木委員 私が聞き逃してしまったかもしれないのですが、確認のために教えてください。

最後にご説明がありました湧洞と初田牛ですけれども、いずれも存続期間は10年ということでした。ほかは20年のものが多いですが、この二つはなぜ10年になるのかというところをもう一度教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○事務局（車田課長補佐） 失礼いたしました。ご説明の中では10年と20年の違いには触れていませんでしたので、改めてご説明をさせていただきます。

法律的には、鳥獣保護区の存続期間は20年未満という決まりがございまして、その20年間以内の期間で更新できるというふうにされてございます。そして、その中に含まれる特別保護地区の存続期間については、更新された鳥獣保護区全体の存続期間の範囲以内において存続期間を定めるとされております。

今回の対象案件では、ご指摘のとおり10年と20年の2パターンがございまして、地元の利害関係人からの意見として、最長の20年に賛同いただける場合もあれば、例えば10年という一区切りをした上で、その状況を確認しながら、その先についてはまた判断したいといったご意見もございまして、そういう意見を反映しました結果、今回は10年のところと20年のところが混在しているということになってございます。

○吉中部会長 そうしますと、今、10年とされているのが初田牛と湧洞ですか、これはそれぞれ鳥獣保護区自体は20年の存続期間と理解してよろしいですか。

○事務局（車田課長補佐） 鳥獣保護区自体も10年間でございます。同じく特別保護地区も10年間となっております。

○吉中部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 今回の鈴木委員の件に関連してですけれども、資料1-1の1ページ目を見ると、今回指定をする17件のうち、20年のものは指定の森林鳥獣生息地と集団渡来地の猿払村までで、その下が10年ということになりますね。

森林鳥獣生息地は全部20年で、10年というのはほかのものが結構あるというのは、何か理由があるのですか。たまたまこうなったということですか。

○事務局（車田課長補佐） たまたまということでございます。森林鳥獣生息地だから20年、それ以外は10年という決まりは全くございませんで、同じ扱いとするので、今回はたまたまこういった結果になったとご理解いただければと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 今回の諮問の内容とは少しずれるかもしれませんが、管理方針というものがそれぞれについていまして、全部一緒だと思うのですが、その中に農林被害等や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適正に対応するとあります。適切に対応するのは当然で、もちろん人間の生命とか経済活動は重要なのですけれども、ここは特別保護区で、野生鳥獣の生息地として非常に重要な場所であるということです。適切に対応するというのは、恐らく有害鳥獣捕獲に関してのことだと思うのですが、イメージとしては、例えば狩猟等によって希少な動物への影響があったりするということを思い描いているのですけれども、適切な対応という中に、道のこういうふうにやっていくという指針やフローは何かあるのでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 特段、決まった方針や指針はございませんで、個々の鳥獣保護区の事情に合わせて適切な対応を取っていくという方針でございます。

○白木委員 ほかの方がどう考えるか分からないのですが、特別保護区であるという目的も踏まえてとか、本来はそういう言葉を入れて適切に対応するのだと思うのです。もちろん、人命とか経済活動も守っていかなければいけないのですけれども、特別保護地区だということの目的も踏まえてということが必要ではないかと思うのです。

○事務局（車田課長補佐） 当然、有害鳥獣捕獲等の対応に当たりますと、特別保護地区であることを前提に様々な事業が行われるので、この中に直接書いてはございませんけれども、そういった趣旨で取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

○白木委員 そういうことになっているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 1点教えてください。

今回の資料に各保護区の指定計画書がつけられているのですけれども、鳥獣については主立ったものが文言で書かれています、それぞれの保護区での鳥獣のリストは備わっているものなのではないでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） ご指摘のとおり、各鳥獣保護区で確認された鳥獣リストはご

ざいますが、今回は、件数が多いということもございまして、資料としては割愛させていただきました。

○吉中部会長 それをお聞きした理由の一つは、先ほどおっしゃっていただいたとおり、栄浦の現地視察をさせていただきました。どうもありがとうございます。その際に鳥獣リストも拝見したのですけれども、リストに載っていない鳥獣が飛んでいたりしました。鳥獣リストの更新はどんな頻度でされているのでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 当然、地元の振興局の職員、また、鳥獣保護員が各市町村に配置されておりまして、そういった者の巡視のときに、こういった鳥がいたとか、獣の痕跡があったという報告があれば、随時、鳥獣保護区のリストに反映させていっておりますけれども、なかなか努力量が足りず、ご指摘のような漏れがあったということなので、今後は、なるべく現状に近いリストにしていくべき努力をしてみたいと思います。

○吉中部会長 よろしくお祈いします。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大卒のところは、昨年度、第13次鳥獣保護管理事業計画のときに何回にもわたってご審議いただいているので大丈夫だと思いますが、今ご説明いただいたほかのところでも構いませんけれども、何かありましたらお願いします。

もう一つ、私から聞いていいですか。

初田牛のところですが、東側半分が特別保護区になっていない理由というのは何があるのですか。

○事務局（車田課長補佐） この概況説明等の中でそこが分かる記載はございませんけれども、大卒で申しますと、鳥獣保護区というのは、鳥獣の保護を図るために特に必要があるとして指定されるものでございまして、その中の特別保護地区というのは、特に必要があると認める場合に指定するということです。当初の設定のときに地域の自然環境等を鑑みまして、西側が特別保護地区としてふさわしいという考えで指定されたものとは思いますが、今ここで、どういった環境があるからとか、どういった鳥獣がこちらにいるからという具体的な指定理由までお答えできる状況にございません。

○吉中部会長 例えば98ページの湧洞だと、内側に特別保護地区があつて、その周りにいわば緩衝地帯のように鳥獣保護区があります。ほかにもそういうところがあるのかもしれませんが、初田牛については明確に東と西でぶつと分かれているので、特段の理由があるのかなと思ひました。

ここはシマフクロウということだと思ひのですけれども、シマフクロウの生息環境として東側と西側に何か大きな違ひがあるのかなど、もし分かりましたら、後日でも結構ですので、教えていただければと思ひます。

○事務局（車田課長補佐） 資料の101ページをご確認ください。

初田牛鳥獣保護区特別保護地区の概況説明で、管理方針の上の段落の「また」以降に具体的に言及されています。読み上げますと、「また、当地区は、シマフクロウの保護繁殖

のための給餌施設や巣箱の設置がなされ、積極的な保護繁殖事業が実施されている地域でもあることから、当該地域を特別保護地区に指定する。」という整理となっております。

○吉中部会長 とはいっても、河川沿いにシマフクロウは移動すると思いますので、施設があるからという理由がよく分かりません。今、即答していただけないのであれば、後でも構いませんので、少し合理的な理由をご説明いただければ大変助かります。

○事務局（車田課長補佐） 承知しました。ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○大原委員 教えていただきたいのですが、今回、私たちが議論しなければならないのは、既存のものをもう一度上書きしてお認めするということだけなのでしょうか。ただ上書きすればいいということしか議論できないのか、もうちょっと広げなければいけないのか、今回、特別保護地区を議論しているのであれば、このエリアが妥当であるかどうかということに関しては今回の議論には入らないという理解でよろしいですか。

○事務局（車田課長補佐） 今回は、いわゆる再指定に関する諮問でございます。委員がご指摘のような区域の妥当性に関しましては、法律的な言葉でいう区域の拡張や区域の縮小というものはございますが、それはまた別途、そうした観点からの諮問をさせていただきます。今回は、あくまでも再指定に関する諮問ということでご理解いただければと思います。

○大原委員 ありがとうございます。そこに限られているということですね。

○吉中部会長 では、先ほどの私の質問は、ちょっと超えてしまっている質問になるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○坂東委員 指定目的がそれぞれ出ていると思いますが、例えば、生息だったり、越冬地としてということは明確には分けていないのですか。

例えば、オオワシが生息というのは通年でいるという意味なのか、いろいろ見ていると文言がばらばらなのかなと思っていましたが、そこら辺の文言統一は考えられているのですか。

説明のあった101ページで言うと、植物も生息する天然林とか、いろいろな言葉が出てきます。オジロワシ、タンチョウなどの希少生物の生息及び繁殖が確認されているとか、オオワシの越冬地としてとか、そういうふうに分けたりということではないのですか。

言葉の定義の問題かもしれませんが、生息地と越冬地という言い方では大分違うと思うのです。オオワシは通年ではないと思いますし、先ほどの渡り鳥の生息もそうなのですが、でも、文言の整理というか、そこら辺は何か統一した基準があるのですか。

○事務局（車田課長補佐） 特段の定義があって、こういう場合は越冬地としましょう、こういった場合はさらに広げて生息という言葉を使いましょうというものはありません。概況説明の整理のときに適当な言葉を使っているということをご理解いただければと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 この審議会が扱う対象の話なのですけれども、諮問のペーパーを見ると、「再指定に当たって意見を求めるものです。」としかないので、オール・オア・ナッシングで白黒で認めるか認めないかということだけではなくて、部会の判断によっては実質的な中身についても意見を出すことはできるのではないかと思うのです。

手続的にはそういうふうと思われるのですけれども、行政法がご専門の鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員 私も児矢野委員と同じ意見で、もし部会として意見があるならば、もちろん付け加えてよいものと考えております。

○吉中部会長 では、私の先ほどの独り言みたいなものは削除してください。

私の理解では、第13次の保護管理事業計画の議論のときに、1ページ目の中段の資料みたいなものが出てはいるので、大まかな方向性は出ていたと思うのですけれども、今回示していただいたような具体的な区域の図面や、本当に同じ面積でどこの線でというのは、そんなに突っ込んだ議論はできていなかったと思います。今回、こういう形で詳細の図面もつけていただいておりますので、それを見ていただいた上で、もしお気づきの点があれば言っていただきたいと思います。

○事務局（鈴木野生動物対策課長） 今、児矢野委員からご指摘がございましたように、答申に賛成か反対かだけではなく、そこに部会としての意見を附帯するということがあります。ご意見としていただいたものについては附帯意見として私どももしっかり受け止めていきたいと考えてございますので、その点を含めたご審議をお願いしたいと思います。

○吉中部会長 答申に附帯意見としてつけるというのも一つですし、ここに出てきた意見を酌んでいただいて最後の詰めの作業のときに検討していただくのも一つですし、どちらもあるのかなと思います。

○白木委員 本当に細かい話ですけれども、資料を見せていただいて、例えば、希少な猛禽類が繁殖しているなという場所があって、そういうものは本当は特別保護地区に入れたほうがいいのではないかと思います。ここで生息地を公表するような話ではないのですが、そういう細かい点というか、本来はこういうものもいるのだけれどもということはどうやって扱ったらいいですか。

○吉中部会長 先ほどの私からの疑問として、鳥獣リストの更新頻度といいますか、どれだけ詳細なものをつくっていらっしゃるのかということがあって、お答えをいただいたところではあります。

○白木委員 多分、それに載っていないのではないかと思います。いろいろ新しい情報が出てきますからね。

○吉中部会長 先ほどご説明いただいた鳥獣の確認リストという公表されているもののほかにも詳細な内部資料として道庁ではしっかりとお持ちであると理解してよろしいでしょうか。

○事務局（鈴木野生動物対策課長） 今、ご指摘がありましたように、新たに貴重な鳥類なりが出てきた際には、当然、特別保護地区の拡張なりということが想定されますが、その時に応じて地域の確認等もしていかなければなりませんので、そういった情報を集めつつ、拡張するのであれば、改めてこの審議会にお諮りして対応していきたいと考えてございます。

○白木委員 別途のデータで希少種がいることを知っているというときに、こういう場で希少種の営巣地情報は出せないわけですね。ですから、本来、そういったものがあるのであれば、少し格上げするというか、特別保護地区にしたほうがいいのかと思うような場所もあります。いろいろな事情があって、それだけで決めるわけではないと思うのですけれども、それがそのリストの中に入っていないのではないかと思います。それ以外のデータもあるわけですから、そういったものを重ね合わせて、もう少し実際に反映したようなものにできればしていったほうがいいのかと思うのですけれども、そういった場合、どういうプロセスを踏んでそういう情報を整理していったらいいのかということをお伺いしたかったのですけれども。

○事務局（鈴木野生動物対策課長） 確かに、私どもも把握し切れていない部分は多々あると思います。また、委員がおっしゃいますように、明らかにされていない情報、データも存在すると思いますので、そういったものをどう拾い上げていくかというのも一つの課題でございますので、その辺りは委員にご意見を伺いつつ、議論を今後続けていきたいなと思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。我々もそういったデータというものを広くしっかり把握していきたいと考えていますので、どういう方法があるのか、検討させていただければと思います。

○白木委員 先ほどのシマフクロウの行動範囲とかも同じだと思いますが、そういった今あるデータ、現状を踏まえて見直しをしたらよいのではないかと思います。よろしく願います。

○事務局（鈴木野生動物対策課長） 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 もし希少種の情報についてこの部会で議論するときは、そこだけ非公開にするとか、やり方はあると思いますので、どうぞご検討をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○早稲田委員 今回、森林鳥獣生息地の更新が多いということも関連しての意見ですが、一般的にこういう鳥獣保護区ではエゾシカの捕獲が禁止されることが多くて、結果的にエゾシカの生息密度が非常に高くなるということが起こり得ると思っております。

その中で、先ほど被害については地域の事情を勘案して対応するということがあったのですが、そもそもエゾシカの生息密度が高くなることで森林の更新がうまくいかないということも起こり得ますし、現在、北海道の森林ではそういった問題が起きていますので、鳥獣保護区の森林の更新状況がどうなっているかをふだんの巡視等の機会の中できちんと監視していくというか、そこについてもぜひ注目していただきたいと思っております。

○吉中部会長 事務局から何かございますか。

○事務局（車田課長補佐） 早稲田委員のご指摘のとおり、エゾシカの影響による鳥獣保護区の質の低下ということは十分考えられますので、土地管理者との意見交換なり、地元の振興局職員や鳥獣保護監視員等の監視の中で、そういったものについてもアンテナを張ってきちんと把握してまいりたいと考えております。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 先ほどの話ですが、リストは次回などに見せていただくことはできるのですか。

○事務局（車田課長補佐） 今回、資料としては割愛させていただいたのですけれども、もちろんお示しすることは可能ですので、後ほどお示しさせていただくことでよろしいでしょうか。

○白木委員 ありがとうございます。

あわせて、委嘱されている鳥獣保護監視員に何か報告を上げてもらっているわけですね。もし可能であれば、森林の状態がどうだったとか、どういう鳥を見たとか、どういう項目が挙げられているのかを見せていただくことは可能ですか。返ってきた答えではなくて、こういうことを教えてくださいという内容ですね。

○事務局（車田課長補佐） 鳥獣保護監視員から月1回の報告が上がってくるのですけれども、それにはきちんとした様式がございまして、こういった項目についてご報告くださいとありますので、その様式をお示しすることでご理解いただけるかと思えます。

○白木委員 ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○坂東委員 73ページに、当該地域の農林水産の被害状況を見たと書いてあるのですが、当該地域で特別保護区になっているのは林野庁の所管で、そこに農地があるわけではないと思いますが、その被害状況があるから捕獲許可が出ているということですね、私はここの土地の現状が分からずに言っていて申し訳ないのですが、その周りの私有地という意味なのですか。当該地域というのは特別保護区内ということを行っているのですか。

○事務局（車田課長補佐） 特別保護地区の概況説明の指定計画書は、この前段に糠平鳥獣保護区の計画書がございまして、その中では、この鳥獣保護区がある市町村の被害状況を書く欄になってございます。そして、この特別保護地区の計画書を作成するときは、当該保護地区の被害状況を書くことになっておりますが、何かのミスで、糠平のところにつきましては、所在します上士幌町の被害のものをそのまま反映してしまっています。我々事務局側のミスで載ってしまっていますので、ここは確認させていただければと思います。申し訳ございません。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 いろいろな意見をいただきましたけれども、まず一つは、実際の管理ということで、巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認しと書かれていますが、ぜひそれを効果的・効率的にさせていただいて、日々の管理を向上してほしいというご意見かと思えます。

また、実際に鳥獣保護監視員が行っていらっしゃるの調査項目等を共有していただければありがたいというご意見がありました。

それから、細かい文言について、もし可能でありましたら、事務局でもう一度精査していただいて、意見を反映していただければと思います。

そういうことで、この特別保護地区の再指定については、案のとおり答申するというところでよろしいでしょうか。

先ほど申し上げたとおり、いろいろな意見が出ていまして、それは議事録にも残ると思いますから、それをしっかりと踏まえていただいて、これからの管理を適切に行っていただければありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、附帯意見を付すことなく、後ほど答申させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、議事(2)令和4年度(2022年度)エゾシカ可猟区域及び期間について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(坂村課長補佐) 私は、野生動物対策課でエゾシカ対策を担当しております坂村と申します。

資料2の令和4年(2022年度)エゾシカ可猟区域及び期間等について説明させていただきます。

資料2については、4ページプラス別図が4枚ついていますが、こちらから説明させていただきます。

まず、目的ですけれども、鳥獣保護管理法に基づきまして、都道府県知事が増え過ぎたと認められる鳥獣を第2種特定鳥獣に指定し、その鳥獣を適正な生息数の水準にしていくために狩猟期間の延長をすることができるとしているところでございます。

北海道ではエゾシカがこれに当たりますことから、狩猟期間の延長やその区域を設定させていただくことにしております。

この際に、法令に基づいて審議会にご意見を伺うこととされておまして、今回、今年度の狩猟期におけますエゾシカの可猟区域等の設定に関して審議会に諮問を行うということでございます。

今回の諮問に当たっては、事前に市町村、関係団体などから意見を聞くとともに、エゾシカの専門家である有識者からの意見を聞きながら、こちらを作成するというをまずお知らせしまして、以下、説明に入っております。

次に、2の経過です。

経過については、緊急対策期間の効果もありまして、近年で言えば一時期減少に転じたこともあるのですけれども、再び生息数、被害ともに増えているという傾向が見られていることを記しております。

次に、近年の取組ということですが、昨年、こちらの部会において諮問させていただきました第6期北海道エゾシカ管理計画がこの4月から運用されておりまして、新たな考えの下に取組を進めている状況になっております。

次のページに行きまして、可猟区域及び期間の設定の考え方です。

まず、個体数削減については、エゾシカの生息数の増加を抑えるために、狩猟においても、まずは雌の捕獲が重要であるということで、この中で雌の捕獲に制限を設けないということを前提として進めているところがございます。

次に、可猟区域についてですけれども、原則として市町村の行政単位でやっていくのですが、その生息が確認されていない島嶼部を除く全道域をエリアとしており、鳥獣保護管理法で定められている生態系の保護などを求める鳥獣保護区などや、住民の安全確保、静穏を保つ必要がある市街区域などのほか、事故防止や生態系保護を目的とした知床半島基部、国有林保護林、道有林の一部などを除いたところを全て可猟区域として考えていきたいと考えております。

次に、可猟期間についてですけれども、法令で定められている北海道における狩猟による捕獲期間は10月1日から1月30日までとされておりまして、猟区については、9月15日から2月末日までと設定されておりますが、北海道としては、一部の区域を除きまして最大限の捕獲数を何とか確保したいということで、今年度につきましても、通常可猟区域については3月31日まで延長し、猟区では4月15日までの延長としたいと考えているところでございます。

次に、地域別の状況ですが、東部、北部及び中部並びに南部地域が書いていますが、いずれの地域も生息状況が増加傾向にあると考えられておりまして、先月開催されましたエゾシカ対策有識者会議におきましても、今回の可猟期間の案について意見を伺っております。

この中で、現在、生息状況調査等の結果による個体数の推定・分析方法の見直しを進めているところで、今、その数値についてはお示しできないのですけれども、各地域とも生息数は上昇していると判断されておりまして、引き続き最大限捕獲できる状況を設定する必要があるということです。また、特にメスジカの捕獲を一層促進する必要があるというご意見をいただきまして、この内容については異議のないというご提言をいただいて設定しているところでございます。

次のページの南部地域の下に禁猟期間とございます。

禁猟期間につきましては、昨年度と同様に、農耕地等での作業の際に事故防止を図る観点などから、開始時期並びに終了時期を一部先行している区域が設定されております。ま

た、斜里町では、一部の区域で可猟期間中の中断期間を設けて捕獲効率を上げる目的として、一部期間の変更を行っているところがございます。この内容については、基本的に昨年度と同じ内容になっております。

次に、4番目に書いてある表1ですが、こちらは、今までの考えを基に可猟区域及び期間の設定を行いまして、具体的な市町村を記載して示しております。

この中で、可猟期間については、AからEの区域プラス猟区がありますが、BからEの区域では、昨年度とは1日ずれて開始しているところがございますが、10月22日は土曜日ということがございますので、狩猟者がより狩猟しやすいように開始日を設定したものでございます。

次のページをご覧ください。

捕獲数の制限です。

こちらについては、エゾシカの生息状況を減少に導くために、毎年出産をするメスの捕獲が重要であるということに基づきまして、オスジカについては11月までは制限をかけるのですが、12月以降は1日1頭に制限しています。メスの捕獲を促進させるために、このような設定をしているところでございます。

次に、その他として、設定年度なのですけれども、地域ごとの生息状況あるいは農業被害の状況などを勘案しながら、きめ細かに状況を決めていきたいということもございますので、この計画に関しては単年度として考えていきたいというふうにしております。

次に、調査研究についてですけれども、先ほどお話ししましたエゾシカ対策有識者会議を中心に、分布や生態、個体数の変化などを科学的に捉まえて、被害状況などの情報を収集しながら、引き続き効果的な施策を検証していくということで、調査研究に当たっていききたいというふうに考えております。

次に、この法令と直接は関係ないのですけれども、北海道独自の考え方によりまして、希少猛禽類の保護を目的に、銃声や人の入り込みによって営巣の影響を受けることを回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内に繁殖準備期間の2月から3月に銃猟の自粛区域を設定しまして、今年度も同様に狩猟者へ協力を求めていくこととしております。

最後に、狩猟による指導取締りの強化についてですけれども、道が禁止している鉛弾の使用や、残滓不適切処分のほか、安全な狩猟について、関係機関との協力の中でパトロールなどによりまして指導や普及啓発を図っていくことにしておりまして、こうしたことで狩猟を取り締まっていきたいと考えております。

資料2-1は以上です。

次に、資料2-2ですが、こちらについては、冒頭に申しました利害関係人の意見を聞いてございますので、その一部をご紹介します。

概ねはこの内容について賛同されているところですが、北海道猟友会からは反対意見がございまして、この内容は、オスジカの捕獲については、体も大きくて食害量も多いと考えられるので、11月以降は1頭ではなく2頭捕獲できるように緩和できないかと

いう旨の申入れがございました。

こちらについては、有識者会議においても、やはりメスを優先的に捕獲して繁殖を抑えることが生息数減少への近道であるということで、労力はできるだけメスの捕獲に誘導する必要があるという意見もございましたので、今年度においてもオスの12月以降の報告を1頭とすることとしました。

また、自然保護協会からあった意見の中で、生態系の保全の影響に関するデータ等の公表についてご提言があったのですが、道として直接行っている調査は少ないのですが、試験研究機関や環境省、国有林など関係機関が実施した調査データを共有しておりまして、これらを用いて生態系への影響について確認しているところでございます。

また、道で実施する捕獲事業や関係市町村の捕獲活動により生息数を減少させて影響を減らしていきたいと考えておりまして、新しい区分による個体指数のデータを整理しながら公表に向けて準備をしているところでございます。

以下、資料2-3、2-4、2-5というのは、推定生息数等について、猟区における開猟成績の状況について並びに法律の抜粋ということですが、こちらはご覧いただければ分かっていたかと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

今ご説明いただきました今年度のエゾシカの狩猟関係について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 内容について反対や異論があるという話ではなくて、単なる素朴な質問です。

団体から意見が出ていて、自然保護協会から、何回も要望を出しているけれども、いまだに対応されていないという意見がありました。私は自然保護協会とは何の関係もないので、それを弁護するつもりでは全くないので誤解していただきたくないのですが、先ほどの事務局からのご説明で、データの公表については連携をしながら進めてまいるとおっしゃっています。もし自然保護協会がずっと要望を出しているのに、ずっと回答をいただけていないということだとすると、このデータを公表される予定はあるけれども、まだデータが集まっていないということなのか、説明責任という観点からお聞きしたいと思います。

○事務局（坂村課長補佐） 4番目になると思うのですが、可猟区の妥当性を詳細に検討するには、可猟区ごとのデータをお示しいただけますようお願いいたしますということです。

可猟区のデータについては、先ほどもちょっとお話ししましたが、関係機関として、北海道立総合研究機構のエネルギー・環境・地質研究所のホームページにそのデータを公表しておりまして、それをご覧いただければということもございまして、そういったものをまた協会には改めて情報提供して、そちらで見ていただくような形を取っていただくと。

この内容については、実は道からデータを送って、我々に見やすいように整理してもらっているという状況がございますので、こういったことを、順次、自然保護協会にもお伝えしていきたいというふうに考えております。

○児矢野委員 4番ではなくて、(2)のほうです。

○事務局(坂村課長補佐) 生物多様性への影響ということですが、こちらについては、一部、希少種による植物の影響はあるかということで調べているものがあるのですが、こちらについては、場所の特定をされると困る部分もございまして、出せる分と出せない分があります。今後、出せるものがありましたら、ぜひ提供させていただきたいと思うのですが、そのような状況にあるということをご理解いただければと考えております。

○児矢野委員 もしお答えになっていることがご回答だとすれば、道の見解の(2)番はそういうふうには読めないです。これだと、そのうち公表しますというふうに読めるので、いろいろご事情があたりだとは思いますが、もう少し表現を工夫していただいたほうが良いような気がしました。

○事務局(坂村課長補佐) 分かりました。表現等も含めて誠実に答えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉中部会長 ここでも自然保護監視員の現地調査というものが挙げられていますけれども、これは、先ほど鳥獣保護区のところでご説明があった鳥獣保護員と同じような方々でしょうか。

○事務局(坂村課長補佐) 一部、兼務されている方もいらっしゃいますが、猟友会には動物等が専門の方も多いためです。植生の影響となると、どこまで調べられるかというところがあります。

いずれにしても、自然保護監視員の中での状況把握はさせていただいているところなので、そういったデータについては、定量的なものはなかなか難しいかもしれませんが、植生などについては、明らかに影響を受けていると肌で感じるようなものをさらに詳しくやっていければと思っております。定量的な部分については、関係研究機関等のご協力を仰ぎながらやっていきたいと考えております。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 6のその他の(3)自粛で、猛禽関係のことです。

図4に自粛をお願いするメッシュが掲載されております。自粛をお願いしていただけるのは非常にありがたいのですが、多分、この図は何年か更新されていないと思うのです。

ここは重要な場所なのでという説明がありましたが、このメッシュの作り方については、もう五、六年前に担当者の方といろいろ協議をしまして、希少猛禽類の繁殖状況とシカの個体数等にも関係していると考えられる変数として狩猟者の立入り数、実際の狩猟実績を勘案し、あとは、それを踏まえて自粛区域を設けることを地元にも諮った上でオーケーが出たエリアというように、結構面倒な手続を踏まえてつくっていったものです。猛禽の繁殖状況と狩猟者の立入り数、狩猟数というのは、年度的に変わっていくものですので、

経年的に更新が必要だと思うのです。

範囲設定に関しても、とりあえずやりやすい場所で最初はやってみようということで、地元との調整ができたところを設定しました。北海道全域をやっていくのは非常に大変だと思うのですが、これでも固定というものではないです。その更新方法も含めて、ここだけつるんを求めるのはなかなか難しいと思うのですが、どのようにお考えかということの説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（坂村課長補佐） 我々が得ている情報の中では、環境省のオジロワシ・オオワシ保護増殖検討会で、今後、オジロワシの営巣情報についていろいろな形で集めて、そういった情報を我々もこれから入手できるようになると思います。そういった情報を基に新たにこういう場所を設定していくのか、また、場所によってはもう営巣が行われなくなっているところもあるかもしれないので、そういう場所は外していくのかというような情報を集めていきたいと思っています。

そして、そのご議論が昨年度の終わりぐらいまでなされていたと認識しておりますが、これから調査をされるのかどうかも含めていろいろとご検討されていくのではないかと思います。今回はこれでいきたいということで進めていたところですが、来年度以降、そういう新しい情報が入るとということと、我々のほうでもメッシュ情報でハンターさんがどこにどれぐらいの時期に入っているかという情報は持っておりますので、それらを照らし合わせながら、次年度の内容について、白木委員など専門家のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

○白木委員 環境省のデータの作成は10キロメートルメッシュでしたか。

○事務局（坂村課長補佐） 5キロメートルです。

○白木委員 環境省からは、そこまで細かい営巣地情報は出ないのですよね。

できるだけ鹿も取ったほうが良いということで、当時の道の担当者とは、10キロメートルメッシュではなくて、営巣地点を含むもう少し細かいレベルで区分を調整していました。環境省の方では希少種の営巣地は10キロメートルメッシュとして出しています。

環境省も、毎年調査ということはしないので、それも適用可能かどうか分からないのですが、今後も修正というか更新していただけると理解しました。よろしくお願いします。

○事務局（坂村課長補佐） お願いいたします。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○大原委員 これも教えていただきたいことですが、質問にすることで、猟友会さんから出ている狩猟の開始時期を1日ではなくて22日に遅らせてほしいというコメントが来ているようですが、猟友会のスタンスとして、レジャーとしてやられている方たちなのか、エゾシカを減らそうとするために貢献してくださっている方なのかというところですか。

要は、彼らの意見として、危ないからもうちょっと遅らせてもらえないかと言っているけれども、20日ほど早めに解禁するというので、それはレジャーとして早めているの

か、捕ってほしい時期をより前倒しにすることで貢献してもらいたいということなのか、その辺のバランスがよく分からない感じがするのです。つまり、彼らはエゾシカを減少させるために貢献していただいているというスタンスと、解禁が早まるというところがミスマッチしているような気がするのです。

○事務局（坂村課長補佐） 北海道の場合は、解禁日は10月1日と法で指定されているので、ここがまず一番の基本になります。

ただ、地域によっては、農作業があるので安全を確保したいからということで22日にしてほしいという市町村があったものですから、これについては配慮してそのようにさせていただいています。

逆に言うと、猟友会に全てのハンターが入っているわけではなく、猟友会に入っていない道外のハンターさんもいらっしゃいますし、道内でも猟友会に入っていないハンターもいらっしゃいます。そういった方のご意見というのは、この中ではなかなかつかめていません。10月というのは、今も既に問合せが来ていますけれども、今年はちゃんと普通にできるのだろうかというお電話をくださるハンターもいらっしゃるものですから、それらを総じて全て10月22日ということにする場合には、猟友会だけの判断になってしまうということもございますので、こちらについては、法令どおりを基本にして、一部変えているというところがございますけれども、そういう形を取らせていただいています。

○吉中部会長 10月1日からというのは、猟友会の意見では安全面を一番危惧されているように見受けられるのですけれども、それに対しての対策は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（坂村課長補佐） 先ほど、狩猟パトロールということで、鉛弾とか残滓の処理の話をしました。やはり一番は安全に銃猟をしていただくということになりますので、危険な場所における狩猟が起きないように、我々としてもできるだけ監視をしていきたいと考えているところでございます。

○吉中部会長 次年度に向けては、先ほど白木委員からご指摘があった、猛禽類の実施区域の取扱いについて引き続き検討していただきたいということと、私が申し上げた安全対策の点は十分気をつけていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、諮問いただいた案のとおり、附帯意見もつけることなく、このまま答申させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、そういう形にさせていただきたいと思います。

以上の2件が諮問をいただいた案件ですが、どちらも諮問案どおり答申させていただきたいと思います。

それでは、大分時間が押してしまいましたけれども、ここで答申をさせていただくこと

でよろしいですか。

○事務局（橋本補佐） 答申をお願いいたします。

○吉中部会長 それでは、先ほど口頭で申し上げましたけれども、野生第365及び野生第361号で諮問のあった2件について、どちらも部会への指定案件ということで、部会からの答申をもって審議会からの答申となりますので、中村太士会長の名前で、原案を適当と認める旨、決議したので、答申しますという形にさせていただきたいと思いを。

念のため、答申文を読み上げさせていただきます。

令和4年8月5日

北海道知事鈴木直道様

北海道環境審議会会長中村太士

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（答申）

令和4年8月5日付、野生第360号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申します。

続きまして、2件目です。

令和4年8月5日

北海道知事鈴木直道様

北海道環境審議会会長中村太士

令和4年度（2022年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（答申）

令和4年8月5日付、野生361号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申いたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

〔答申書の手交〕

○事務局（高橋自然環境局長） ただいま、答申をいただきました。

部会長様をはじめ、委員の皆様には、大変ご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

道といたしましては、答申を踏まえまして、審議の過程でいただきました様々なご意見を参考にさせていただき、それぞれの事業の推進に向けましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後ともご助言を賜りますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉中部会長 ここで、5分ほど休憩を取らせていただきます。

〔 休 憩 〕

○吉中部会長 それでは、議事を再開したいと思います。

北海道生物多様性保全計画の変更について、前回もご審議いただいた案件です。

まず、事務局から、少し時間が押しておりますので、手短にご説明をお願いいたします。

○事務局（橋本補佐） 企画調整係の橋本です。

私から、資料3についてご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。

前回、6月7日にご説明をしてから動きがありましたので、生物多様性に関する国内外の動きと計画変更に係るスケジュールについてご説明をいたします。

まず初めに、国際的な動きですけれども、生物多様性条約のポスト2020生物多様性枠組についての検討状況でございます。

こちらは、前回、今年7月から9月にCOP15の第2部が開催されて採択される見込みであるということをご説明させていただいたのですけれども、中国が自国の新型コロナウイルス感染状況から自国の開催を断念したこと、それから、条約事務局としての新枠組みの採択リミットが年内だという考えから、条約事務局のあるカナダのモントリオールでCOP15の第2部を今年12月に開催しまして、ここでの合意を目指すということになったものでございます。それが資料3-1の(1)の下線部に書いてある内容になっております。

この12月での枠組み採択を受けまして、現在の交渉の状況について、6月に開催されました第4回公開作業部会での結果が環境省から公開されています。四角で囲った第4回公開作業部会(OEWG4)と書いてあるものが結果の概要になります。

これによりますと、一部、目標の書きぶりにつきましては、今のポスト2020の枠組みに合意されたものもあるのですけれども、その一方で、次期国家戦略の素案にもあります30by30のような数値目標や、NbSという自然を活用した課題解決の用語を使用するかどうかということについての議論は持ち越しとなっております。

また、枠組下の(2)IPBES、これは生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームの略ですけれども、IPBESの総会第9回会合が7月に開催されておりまして、野生種の持続可能な利用についてとか、自然の価値の評価手法に関する評価、アセスメント、これについての成果が報告されております。

続きまして、(3)の国内の動きですけれども、国内では6月に環境省の国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果が公表されておりまして、北海道では、現在、道立自然公園となっております区域を含めて国定公園化を検討する野付半島、風蓮湖、根室半島、それから、国定公園の区域を含めて国立公園化を目指す日高山脈、夕張山地という2か所が新規指定候補ということで、この結果の中に含まれております。

どちらも現状の自然公園区域の面積から拡張ということが検討されておりまして、2030年までに陸域、海域それぞれ30%以上を保全するという30by30の目標に向けた動きにもつながっております。

さらに、自然保護や生物多様性保全を目的としていないものの、それに貢献している地域を基盤とした保全策、OECMについても、この用語が分かりづらいという意見を受けまして、現在、仮称で「自然共生サイト」という表現を環境省ではされておりますけれど

も、ここでの仕組みを試行する事業が環境省により実施されております。

こちらに3社ほど協力サイトのお名前が挙がっておりますけれども、この事業につきましては、趣旨に賛同し、一緒に取組を進める集まりであります30by30アライアンスというメンバーを中心に実施されておまして、北海道でもこの3社が協力サイトとなっております。

この資料の最後の(4)スケジュールですけれども、COP15第2部が12月に延期ということで冒頭にお話をしましたが、それを踏まえまして、閣議決定される次期生物多様性国家戦略、これも先月11日に開催されました中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会におきましてスケジュールの変更が示され、当初予定されていた年末から年度末の決定に変更されることが示されました。

これを受けまして、道の生物多様性保全計画の変更につきましても、前回ご説明しましたスケジュールから変更をさせていただくような内容ですけれども、ポスト2020枠組とか次期国家戦略を踏まえるということを考えますと、当初予定していました来年1月の中間取りまとめが困難な状況となりましたことから、策定を来年末から来年度末、再来年の3月末までに変更することとしております。

具体的には、この資料の次についている変更スケジュールについて、令和4年8月修正版というものをご覧いただきますと、COP15の時期が変更になり、生物多様性国家戦略の閣議決定も今年度末に変更なり、それに伴いまして、令和5年度に向けた生物多様性保全計画のスケジュールも年度末に変更になっているということがお分かりいただけるかと思えます。

資料3-1の説明は以上になります。

続きまして、資料3-2のご説明をさせていただきます。

こちらは、北海道生物多様性保全計画の変更に係る論点(案2)ということでお示ししておりますけれども、この論点につきましては、前回、6月の第1回部会で案をお示ししておりますが、その部会のときにいただきましたご意見などを反映させたものとなっております。

具体的に、反映させた内容についてご説明いたします。

初めに、気候変動で新たに生じる生態系の再生、あるいは災害の復興、復旧に関連して、NbSとかEbA、自然や生態系を活用した再生、つまり、できるだけ自然の力を生かすことが重要であるというようなご意見をいただきました。

それを受けまして、論点の4番目に、全ての取組で気候変動対策とのシナジーを意識していくという旨を追加しております。それが、その下に赤字で記載している2行分になります。

さらに、既存の保護区のモニタリングや現状把握とそれに基づく目標設定の重要性、あるいは人口減少を踏まえること、また、北海道としてのくくりで何ができるかを考えるという、前回論点の案としてご提示した内容、そこにはなかった視点についてもご意見をい

ただきましたが、これにつきましては、6番の現状を認識した上で北海道としての役割を追求するという新たな項目立てをしまして、ここにその内容を書き込みました。さらに、ここにはご意見をいただきました優先順位の検討ということも加えてございます。

もう1点、論点として、30 by 30、この目標を意識した施策を推進するということも挙げておりましたけれども、北海道の面積の国土に対する割合が大きいこと、また、どのような保全策や管理が必要なのかを考えて、その上で初めてどの範囲が必要かが見えてくるといった初めに数字ありきとならない向き合い方が必要ではないかというご意見もいただきましたので、5番目の30 by 30のところにも修正を加えて反映しております。

以上が今回お示ししている修正版の論点です。今後は、この論点を基に、前回お示しました計画変更の方向性、そこにありました新たな生物多様性保全計画の基本理念、あるいは、北海道としての自然共生社会の目指す姿、それから、目標設定やそこに向かうための戦略の書き込みに今後移っていくこととなります。

そのため、今回は、お示した論点（案2）につきまして、ここにさらに追加や変更が必要なかどうか、そのほか、ここに書いてある内容で修正が必要なのか、こういったところのご意見などをいただきたいと考えております。

その上で、参考として、今年7月11日に開催されました中央環境審議会の第5回生物多様性国家戦略小委員会で提示されました資料から、次期国家戦略の素案の概要を参考に付けさせていただきます。

資料3-2参考とありますけれども、前回3月の案を資料として付けさせていただきますと、裏側に第2部行動計画とありますけれども、新たに具体的なものが示されたというのが3月に見ていただいたものからの違いになります。

そのほか、これまで小委員会の中で受けていた意見などを踏まえて修正が行われておまして、例えば、1ページ目の第3章第2節に五つの基本戦略とありますけれども、③や④、経済の統合とか生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動という辺りの表現が前はもう少し分かりづらかったのですが、そこに修正を加えるということが今回なされております。

この次期国家戦略の素案に示されている内容もご参照いただきながら、先ほどの論点2ということで見いただいている資料3-2に追加すべきものがないかということなどをご審議いただければと思います。

例えば、先ほど見ていただいた行動計画の裏側に、五つの戦略に合わせてどういうことを実施するのかというのが出ております。こういったものを見ただきながら、北海道としても目標や戦略に盛り込むべきものがないか、特に着目すべきものがないのか、そういったものを論点に今の時点から明記をしておく必要があるかどうか、そういった観点でこちらの資料も参照いただきながらご審議いただければと考えております。

私からの説明は以上になります。

○吉中部会長 ありがとうございます。

今後の進め方と、いつまでにとというスケジュールと、今お考えになっている論点の案について、国が今検討している国家戦略と比べつつご説明いただきました。

どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をいただければと思います。

○児矢野委員 資料3-2の論点の案2というところの5番です。

先ほだのご説明で、第4回公開作業部会でこの30 by 30については議論がされていないのでどうなるか分からないところであるというお話があり、そして、さらに北海道の場合には国土が広いので、30%をそのまま適用とするのは適切ではないだろうという判断があって、「囚われを意識した」から、逆の「囚われない」という表現に変わっています。赤字の部分ですけれども、囚われることなくという全く逆の表現に変わっている感じがするのです。

国の次期生物多様性国家戦略素案を見ても、30 by 30というのは、第3章第2節のところに取りあえず現在入っていて、そして、国家戦略素案のところでも、第3部の基礎的情報のところロードマップというのが入っています。

ですから、確かに事務局のお考えになるところはよく分かるのですけれども、その通りでは、逆にネガティブな印象を与えるのではないかという気がしまして、ここに書かれている初めの黒字の部分を見ますと、「ポスト2020生物多様性枠組1ドラフトでは、2030年までの陸と海の30%の保全を目指す30 by 30を目標にすると掲げ、国もこの目標の国内達成に向けた基本コンセプトやロードマップを公表している。こうした国内外の情勢を踏まえ、道内で効果的に健全な生態系を確保していく必要があるが、」というこの後の部分も非常にネガティブな印象を受けるのです。

したがって、例えば、「必要があるところ、30%の保護区という数字を適切に考慮しながら、既設保護区の保全管理を進めることも含め、効果的な範囲や手法などを検討する必要がある。」というふうに表現を変えたらいかがでしょうか。

それから、5番目の30 by 30の項目ですけれども、目標にとらわれないではなくて、目標を適切に考慮した施策の実施と、この適切のところにならりの裁量が入る余地があります。

そういう印象ですが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 環境省が設定したロードマップでも、別に数字だけが全部ではないということだと思えるのですけれども、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（橋本補佐） 我々がここに書き込んだ理由は、30%だから目指さないというネガティブな目標に転換したわけではなくて、前回も30%に囚われず、もっと広くてもいいのではないかというお話もありましたので、今、児矢野委員からいただいたとおり、そのような印象を受けないような表現に修正を検討したいと思います。ありがとうございます。

○吉中部会長 30%という数字だけが独り歩きしないようにしましょうということだったと思いますので、ぜひ少し考えてみてください。

○児矢野委員 例えば一つの候補としてご検討いただきたいのは、30 by 30 目標を適切に考慮した施策の実施で、「確保していく必要があるところ、30%の報告という数字を適切に考慮しながら、」と、それを一つの案として具体的にご検討いただければと思います。

適切にというのは非常に幅が広くて、まさに「適切に」ですので、今、部会長がおっしゃったことと事務局がおっしゃったことは全てカバーされていると思いますし、これであればポジティブな印象を与えるかと思えます。否定の表現を使うとネガティブな印象を受けますので、誤解をされることが多いと思いました。

○吉中部会長 ほかに何かございますか。

○坂東委員 勉強不足ですけども、30%というある程度の数字が出ていて、現状は何%と見ているのですか。

○事務局（本間自然環境課長） 全国では、今、陸域で20.5%、海域で13.3%が保護区に指定されております。北海道に合わせますと、これは陸域だけなのですが、約12.7%ということで、面積でいくと1万634平方キロメートルなのですが、その倍以上を保護区に指定しないと30%にいかないという厳しい状況にあります。

○坂東委員 それは、国立公園も国の方の保護区も含めてということですね。

○事務局（本間自然環境課長） そうです。

国と道を直接比べた数字ではないのですが、北海道としては、国立・国定公園や自然環境保全地域、それから鳥獣保護区も含まれております。

○吉中部会長 ただ、ここで言っている30 by 30の30%は、今ご説明のあった既存の法令に基づく保護区以外も視野に入っていると私は理解しておりますので、北海道として現在の法令に基づく保護区以外で重要な場所をどういう形で——先ほどご説明があった自然共生地域という形でもいいと思うのですけれども、保護管理していくのかということもぜひ検討していただきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

皆さんがお考えになっている間に私から一つお聞きしたいのですけれども、現在、国の戦略の素案の中では、今回の論点の4番と少し関係すると思うのですが、気候変動対策（緩和・適応）とのシナジーを意識というのが道庁が今考えていらっしゃる論点の一つとなっています。国の素案では、シナジーをしっかりと高めていくということと併せて、トレードオフをさらに減らすのだということも明記されているかと思うのですけれども、その辺りは道庁としてどんなふうにお考えになっていますでしょうか。

○事務局（橋本補佐） こちらとしては、トレードオフを最小化していくということについて引き続き考えていくということとはございます。

○吉中部会長 それでは、例えば、この論点の文言で細かいところを修正するのもどうかと思えますけれども、4番のシナジーを意識というところにトレードオフの回避、最小化というような、今、国の戦略で使っている文言をそのまま使ってもいいかと思いました。

○事務局（本間自然環境課長） 今のご質問についての補足ですが、あくまでも論点という形で今回は整理させていただきましたけれども、今、ご意見がありました内容につきましては、論点を整理することも加えまして、次の部会においては、今度は書き物になってくるかと思えます。計画の素案のたたき台を事務局で整理していくことになると思えますので、その中にはいただいた意見を十分反映させていきたいと考えております。

○吉中部会長 ということですので、論点（案2）でまだ欠けているところ、少し違ってはいないかというところがありましたら、ぜひお願いします。

○白木委員 うまく説明できるか分かりませんが、グローバルな視点という点と関わると思いますが、これは国内のみの保護区みたいなものを考えないといけないのですか。

例えば、生物多様性の保全において、例えば北海道だとオホーツク海を利用する生き物であったり、渡り鳥であったりというのは、日ロ共同で保護していかなければいけないものであって、今、ロシアとの関係は難しい状況だから、今すぐにどうのという話ではないのですが、国際保護区をつくるというのは結構遠い目標になってしまうかもしれないですが、そういったことを模索していくとか、将来に向けて考えていく必要はあると思います。日本だけ、北海道だけでは守れない生物が非常に多いので、そういったことをここに何か盛り込んでいけないでしょうか。現実的に、少しずつでも取り組んでいけるような目標で良いと思います。

○吉中部会長 おっしゃるとおりだと思います。

事務局から何かありますか。

○事務局（橋本補佐） 3番のグローバルの視点につきましては、イメージとしては、どちらかというと、生態系サービスの観点から、北海道に暮らしていても、あるいは、北海道の産業だとしても、世界的な生態系サービスに支えられている、このようなことをきちんと意識しながら持続可能性について考えていくというような視点です。

今の白木委員からのご指摘につきましては、イメージ的には6番で今回新たに追加しました北海道の特徴を生かした目指すべき自然共生社会の中で、国際的に協力しながら進めないとなかなかできない保護、渡り鳥などですが、そういった取組を地球規模で見て、北海道としてその中でどういう役割を果たしていくのかという観点で盛り込むことができるのかなと考えました。

視点としては、グローバルな視点を持ちながらということはございますけれども、どちらにしても、この中でどのように今のご意見を含められるのか、検討をさせていただきたいと思えます。

○白木委員 私も今思いついたもので、具体的なことを考えておらずにすみません。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 今の白木委員の発言と事務局からのお話を伺って、これも思いつきなので

すけれども、例えば6番でもいいと思うし、3番は今の事務局の話だと適正ではないかもしれませんが、例えば、北東アジア地域全体とか、隣国との越境協力の視点とか、そういう文言を上手に入れてみたらどうだろうかという気がしました。

以前、アザラシの計画のときにも、回遊するアザラシのデータとか生態の問題が日本だけではどうしても分からないので、ロシアとの情報共有が必要であり、日ロ生態系プログラムなどを活用しながらやっていくという話がどこかにあったと思うのです。

確かに、先ほど白木委員がおっしゃったように、現在、ロシアと一体何の協力ができるのかという非常に難しい問題を抱えています。けれども、これは将来に向けた一つのビジョンなので、北東アジア全体とか隣国との越境協力というような言葉を入れると、北海道の特徴というか、実際に必要な要素というか、そういうものをアピールできるので、そういうものをちょっと入れたらどうかと思いました。

私は国際法が専攻ですけれども、私たちは「グローバル」と「リージョナル」と言っています。「グローバル」というのは地球規模全体で、「リージョナル」というのは隣国とか地域の協力のときに使います。ただ、カタカナで「リージョナル」というと日本国内では誤解を招くので、例えば、北東アジア地域全体とか隣国との越境協力というのはいいかもかもしれません。あくまでも思いつきですが、以上です。

○吉中部会長 ありがとうございます。

今の国際的な取組の辺りとも関連してくると思うのですけれども、そういうものを構成の中でどう組み立てていくかということを考えて、私も一委員として思いつきみたいな感じですが、道の論点の1番で、国家戦略と連携をしっかりとやるのだということが書かれている一方で、論点の整理の仕方が国の整理の仕方とちょっと違っていています。国では、先ほど事務局からご説明があった五つの基本戦略という形で、一つ目に生態系の健全性の回復ということで、まさに希少種をどうするのか、分からないまま絶滅していつてしまっている種をどうするのか、そういったところが資料3-2の論点ではあまり見えてこないです。あるいは、国際連携ということで、国の国際連携の枠組みは北海道がやるべきこととまた少し違うのだと思いますけれども、国の五つの基本戦略という整理の仕方もし考えていいのかなと思いました。ご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

まだ箇条書きの論点という形なので、なかなかご意見を出しにくいのかもかもしれませんが、こういう視点も要るのではないのということがあれば、ぜひいただきたいと思います。

○事務局（本間自然環境課長） 先ほどの部会長のご指摘はごもっともなのですが、この論点につきましては、本来であれば、国家戦略と連携というか、国家戦略の素案を踏まえてという形で組み立てるべきですけれども、事務局側としては、なるべく北海道らしいところを強調したいがために、論点という形で順番をばらばらにこういう整理をさせていただきましたが、基本につきましては、国家戦略を踏まえて構成等を検討して書き物

にしていきたいと考えております。

○吉中部会長 私のほうも別にこの五つの戦略がありきということではないですけども、一つの視点の切り方として考えてもいいのかなということと、国のほうで言っていることもそうなのですが、グローバルな戦略計画も、愛知のときの戦略計画が達成できなかった大きな要因の一つは、社会のシステムといいますか、経済のシステムをどうするのかという根本的な要因のところはどうアプローチするのかということかなと、私は（当時の条約）事務局員として反省しているところです。

そうすると、3番のグローバルな視点で、「道民の暮らしや道内産業の存続と発展には」とありますけれども、むしろ、道民、北海道の暮らしや経済を生物多様性に寄与する形にどう変革していくのかという視点がやっぱり要るのかなと思います。そして、国の基本戦略では3番、4番辺りに書かれてあるようなことが北海道ではどう展開できるのかということもぜひこれから検討していただければと思います。

○事務局（本間自然環境課長） まさしく、道民、事業者の意識改革が必要ではないかと考えておりますので、ぜひともそのように整理していきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 これも思いつきなのですが、今の点と関係するのは教育です。私は環境教育が専門ではないのですが、教育の重要性とか普及啓発という論点を一つ入れたほうがいいような気がしました。ここにも一人一人の行動変容とあって、このベースにあるのは教育と啓発なので、非常に大雑把ですけども、申し上げました。

○吉中部会長 大変重要なポイントだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

これからの議論の進め方ということで、先ほどスケジュール感についてはご説明がありましたけれども、この部会のメンバー、あるいは、それ以外の専門家の方々がこれからどんなふうに関わっていくというイメージですか。先ほどのスケジュール表だと、次の部会まで部会としての動きが見えないのですけれども、そこは何かお考えになっていることがございますか。

○事務局（橋本補佐） 先ほどのスケジュールでいきますと、1月に次の部会という形になっておりますけれども、その間に時間もございますので、例えば、スケジュールの中にあります生物多様性ダイアログで、オンラインですけども、道民の皆様からそれぞれテーマを決めてご意見をいただく会を設けていたり、9月に湿地学会がありまして、その際に何らかのご意見などをいただく場や、そのほかにも、このダイアログの中で若者から意見を聞いたらいいいのではないかというご意見があったり、専門家の方からテーマを決めた勉強会なども協力いただけるというお話もいただいております。どこまでできるかはまだ申し上げられないのですけれども、この時間の中で一つでも二つでもそういう検討をして、内容としては途中になるかもしれませんが、この審議会の委員、専門委員の皆様には、そ

の都度、内容を見ていただいてご意見をいただく形で進めていければと考えております。

○吉中部会長　そういうプロセスの中で随時ご意見をいただければ事務局も大変ありがたいのではないかと思います。今、思いつきのことでも何でも構いません。

○児矢野委員　今のお話ですと、1月に文章が書かれた素案が出てくるという理解でいいのでしょうか。それとも、構成案のようなものが出てくるということでしょうか。

○事務局（本間自然環境課長）　構成案と素案のたたき台、具体的な文言を書き込んだ素案までは厳しいかもしれませんが、なるべく方向性をきちんとお示しして、皆さん方にご意見をいただきたいと思っております。できれば、次回部会の1月まで少し期間があるものですから、途中でも随時情報共有させていただいて、ご意見を伺うことができればいいかなと考えております。

○児矢野委員　ということは、1月に出てきたたたき案の完成度が高いと、そこから構成を変えるのはなかなか大変かなという気がしたのですけれども、1月に案が出てきた段階ではたたき台のかなり初期のものだという理解であれば、その段階で構成を変えるとか新しいものを付け加えることは可能であるという理解でよろしいですか。

○事務局（本間自然環境課長）　はい。

○吉中部会長　次の部会で出てくるイメージについてご説明いただいたのですけれども、課長からご説明があったとおり、もしかしたらそれ以前にも委員の方々にいろいろとお知恵を拝借するようなことがあるかもしれませんので、ぜひご協力をお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長　もしお気づきの点が出てきましたら、その都度、事務局にお伝えいただければありがたいと思いますが、それは橋本さんにメールでご連絡する形でよろしいですか。

○事務局（橋本補佐）　結構です。よろしく願いいたします。

○吉中部会長　では、論点の文言を調整する必要はないと思いますので、今日いただいたご意見を参考に頭の中で論点を再構築した上で構成等をご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、当初予定をしておりました議事3件を終了したいと思います。

4. その他

○吉中部会長　続いて、その他ということで、冒頭に児矢野委員からご提案のあった件について、事務局からご説明いただけますか。

○事務局（本間自然環境課長）　冒頭、児矢野委員からご質問がございました地域脱炭素促進計画の検討につきましては、現在、温対部会で検討されていると伺っております。来週行われる環境審議会、親会のほうで検討状況の説明があるということで、その中で具体的な審議の進め方についてご議論する予定と聞いております。従って、温対部会以外の各委員なり、児矢野委員が言われたとおり、部会としての提言ということがもしあるようで

あれば、親会の中で当部会として意見を述べるという形を取っていただければと考えております。

○吉中部会長 来週の親会で、自然環境部会として、自然環境部会でもしっかりと審議をすべきだという意見を申し上げるということですね。

○児矢野委員 私としては、今お伺いしたとおりで構いません。

いずれにしても、部会の要望として上げていただくのがよいのではないかと思います。私は環境審議会の委員ですけれども、委員1人の意見ということではなくて、部会の意見、要望として親会に言っていただくのがいいのではないかと考えております。

○吉中部会長 この件について、来週の親会で私から今日のお話を申し上げるということですが、ほかの委員の方はよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 この部会では脱炭素促進地域の話が今まで全然されていないので、委員の方々もそれは一体何なのかというところから始めないと議論がかみ合わないと思います。そういうことも含めて来週に申し上げたいと思います。

どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 事務局からはほかにありませんか。

○事務局（本間自然環境課長） ありません。

○吉中部会長 それでは、長時間にわたりご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

これで本日の審議を終了したいと思います。

事務局にマイクをお返しします。

5. 閉 会

○事務局（本間自然環境課長） 吉中部会長、本日は、スムーズな議事進行を大変ありがとうございました。

また、各委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

先ほど説明しました議事（3）の生物多様性保全計画の変更につきましては、本日いただきましたご意見について、次回の部会までに整理させていただきますが、先ほど部会長からお話がありましたとおり、さらに追加のご意見等がありましたら、随時、事務局までお寄せいただければと思います。また、見直しの作業につきまして、逐一、情報提供をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

次回の部会の開催につきましては、後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

これもちまして、第2回北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

以 上